

## 部落解放運動における隣保事業の役割

— 住吉地区<sup>1)</sup>・住田利雄を中心に —

住 田 一 郎

### はじめに — 部落解放運動と出会うまで

住田利雄は1911（明治44）年7月11日、父松次郎、母コタケ（戸籍ではコトエとなっている）の長男として生まれる。父松次郎は蛇草部落から浅香部落に貰われていく途中に立ち寄った住吉のうどん屋で主人の住田に大変なついたのでその家に貰われたようだ。利雄は誕生時から病弱であり、かかりつけの医者からは20歳まで生きられないだろうといわれていた。だが、小学校入学ころには身体も丈夫に育ち、学校の体育では短距離競争は苦手であったが、長距離走は大好きで勉強も得意だったと語っていた。小学校4年生ごろから神経痛を病んだ父親を約2キロ離れた粉浜の紡績工場に隣接した仕事場（下駄草履直し屋）まで朝夕送り迎えしながら、いつも本を読んでいた姿は、地域の人々や周辺住民の記憶に残っている。

小学校6年間を優等で通し、毎年を終業式での思い出は「地域の学務委員竹田駒次郎さんが式に参列し、帰りに褒美として大好物の鍋焼きうどんを食べさせてくれたことだ」と語っていた。しかし上級学校への進学は、神経痛が悪化して十分に働くことができなかつた父親を助けねばならず諦めねばならなかつた。当時の6年生の担任が「せめて高等小学校だけでも進学させてやって欲しい」と父親を説得してくれ、やっと高等小学校に進学することになった。しかしさらに病気の悪化した父親の仕事場を維持するためわずか1年足らずで退学を余儀なくされた。

後に住田自身は回想の中で、「部落差別を受けるのは部落の人々に原因が

あると考えていた。当時、小学校では部落の児童と他地区の児童を同じ机に坐らせることはなかったが、私の場合は小学校6年間他地区の児童と同席していた。以後の学歴も青年学校（夜学）に通っただけだが、電気工事師の資格などはすべて独学で修得した。優等生でもあったこのような環境が、教師や同級生からの差別的な扱いをほとんど経験することもなく、部落差別を受けるのは地区の住民が問題行動を取るからであり、個人の責任として捉えていた」と述べていた。仕事も、戦前に高島屋のアルバイト配達員から社員となり、のち南海電鉄の正社員ともなっていた。当時の住吉地区で正社員として月給をもらっている人はわずか数名でしかなかった。戦前南海電鉄の社員であった当時に結婚した住田は、社員優待で乗車した新婚旅行で、白浜まで空き席があったにもかかわらず、連結部分にずっと立っていた、と後に妻千鶴子は「ほんとうに堅物（生真面目）だ」とあきれ顔に語っていた。この間の状況は住田の手記「下駄直し屋<sup>2)</sup>」に詳しく書かれている。

2度の召集で和歌山連隊に配属され、悪名高い内務班生活での被差別体験はなく（軍隊生活の合間に描いた現存する細密な小動物や風景の写生やスケッチの多さからも被差別体験はなかったと考えられる）、むしろ連隊きっての模範兵（射撃大会では常に連隊1、2位を争っていた）として処遇されていた。本人自身も若い時分から「楠公」（忠君愛国）思想に憧れていたと語っていた。終戦は仏印のジャングルで迎えた。機械班に属し、本隊と離れ自動車で動き回っていたので、敵と実戦を交えることはなかったようだ。「グラマンに攻撃された時、ジャングルの大木の周りをくるくる回って逃げていた。」とも語っていた。住田は出征時、上等兵であったが、2年近い外地の戦場に従事していたにもかかわらず、内地からの昇級の通知を運ぶ船舶がことごとく撃沈され、ついに上等兵のまま終戦を迎えた。住田から悲惨な戦争体験をじっくり聞くことはなかった。

戦後は中央卸売市場内の中央運送に勤め同僚からの信望も厚く組合長も経験していた。「組合がストを打ったとき、刑事に付回されたこともあつ

た。尾行をまくには映画館に入るのが一番だ」とも語っていた。自宅の本棚には社会主義関係の書籍も納められており、なかには著名な社会主義者向坂逸郎著『社会主義入門』等もあった。また、被差別部落外の仕事仲間とも親交が厚く、50年来の友情を育む友人も少なくなかった。同僚が金に困って、住田に借りに来ることもあったが、「貸した金は、あげたも同じなんだよ」と息子に語っていた。彼らとも三輪自動車と一緒に遠出を楽しんだり、自宅に招いて歓談していた（自身は決して部落民であることを隠してはいなかった）。

先に、「楠公」思想に利雄は憧れていたと書いたが、忠君愛国、男尊女卑思想から決して自由ではなかった。部落解放運動に参加し、住吉隣保館が設立された1960年の翌々年、大学進学をつよく希望した長女に「女は大学に行く必要はない」と拒否した。もちろん、経済的に苦しいということもあったが、二人の息子には、大学への進学を何のためらいもなく（男なら当然と）認めていただけに、長女の父利雄への「不信」は長く消えなかった。このように、明治末年に生まれた利雄には、時代の制約から逃れることができない弱点も持ち合わせていたのである。

\*

また、病弱であった身体を鍛えるために始めた登山は、近郊の山へのハイキングからやがて北アルプス（白馬岳等）への本格的な登山へと向かうことになった。昭和初期の住吉にはこのような趣味を持つ青年はほとんどいなかった。後年、息子が父親の影響で近郊の山に出かけて帰ってくると必ず、「どこに登ってきたのか」と問い、ルート解説をするのが常であった。三人の子どもたちは富士山、槍ヶ岳、白馬岳、剣岳、加賀の白山、伯耆の大山、四国の石鎚山、剣山、山形の羽黒山などを毎年の夏に登っていた。息子との最後の山行は前年60歳の時に罹ったヘルペスが癒えた後の夏（1972年）であった。富山の折立から太郎小屋に入り、薬師沢から高天

原、雲ノ平、三俣蓮華を通過し鏡平を経て新穂高温泉に抜ける黒部源流への6泊7日の長旅であった。体力の衰えを顔の浮腫に表しながらも一言の弱音を吐くことなく、自身最後となるであろう3,000メートル級の山並みを脳裏に焼き付けるかのように、カメラのシャッターを切り続けていた<sup>3)</sup>。

同時に、映画はほんとうに好きで、本人が残した日記を手繰ると年間50本近く、少しの暇を見つけては観ていたことが知れる。子どもにも日本初上映のシネマスコープ映画、ウォルト・ディズニーの名画（「ダンボ」「ピーターパン」等）、「黒い牡牛」「ベンハー」「十戒」「八十日間世界一周」等々の洋画や市川雷蔵主演の部落差別を扱った映画「破戒」を見せていた。ある年の夏には台風が大阪市内を直撃との警報が出ていたにもかかわらず、「さあ、これから難波に映画を見にいこう」と子どもと一緒にいったこともあった。後には松本清張原作、野村芳太郎監督「砂の器」をみて「これはハンセン病への差別偏見を扱った作品だが部落問題にも通ずる」と考え深げに語っていた。

美術にも関心が深く大阪・奈良・京都・神戸で開催される各種展覧会に足しげく通っていた。日本画では特に上村松園や伊東深水の美人画を好んでいた。入江泰吉・土門拳の写真集、向井潤吉の『日本の民家』『素描集』、岩田専太郎の『三百年のおんな』などの画集、歌舞伎関連図書などが本箱にぎっしり埋まっていた。毎年正月2日は、書初めを行い、数多くの書や自作の短歌を書いた短冊が数多く残されている<sup>4)</sup>。書にかかわって次のようなエピソードもあった。身内の横領事件に巻き込まれ、刑事が家宅捜査にきた折欄間に掛けられた扁額（「和気満堂」）の書を見て、疑いが晴れてから「住田さんは書を嗜まれるのですね。ぜひ、私に教えてくれませんか」と求めた。住田は言下に「あなたには教えることはできません。あなたは刑事ですよ。刑事は人を疑うのが仕事でしょう。人を疑う人に書はかけません」と答えたそうだ。住田自身も油絵や水彩画を描き、軍隊時代のスケッチや油絵の自画像、妹像、父親像も残されている。また夫婦で北海道を旅行した折、旅先々から毎日絵葉書に、詠んだ短歌を書いて子どもたち

に送ってくれた。歌舞伎などにも魅了され、職員慰安会の余興として歌舞伎の女形を自ら演じることもあった。住田の多才な能力を知ることができる<sup>5)</sup>。このような多芸な青壮年時代を送った住田は被差別部落住吉では実にまれな存在であった。

さらに、カメラは趣味の領域を大きく越えており、昭和の初めから亡くなる寸前までの写真が約150冊のアルバムに整理されて残されている。解放運動に参加してからの写真撮影は運動の様子を記録することに重点が置かれ、貴重な資料となっている。各種の集会でのスナップ写真（松本治一郎・難波英夫・木村京太郎・松田喜一・西光万吉・阪本清一郎・住井すゑ等々）も数多く残されている。住田はそのスナップ写真を人数分現像し、必ず手渡していた。旅先で出会った見ず知らずの夫婦をも写し、後日そのスナップ写真を送って喜ばれてもいた。住吉隣保館（のち住吉解放会館に）職員には「行事は準備・実行に4割の力を割き、残りの6割は記録・総括に当てる」と話すのが口癖であった。自身は日記を書いており、酷い神経痛を病んだ数年間をのぞいて数多く残されている。

様々な分野への知的好奇心も旺盛で、とりわけ旅行した先々についての知識は別名「住田観光」と呼ばれたほど詳しく調べられていた。義弟は「若いころ利雄兄ちゃんに山に連れてもらった折、兄ちゃんあれ何、これ何と聞くと、ほとんど知らないものがないほど詳しく説明してくれた」と話していた。

また、物事に対する集中力には人々を感心させるものがあった。一例をあげれば、第一回部落解放文学賞記録部門入賞作「下駄直し屋」（1974年）は家族がテレビに興じている同じ居間の掘り炬燵で、ひたすら原稿用紙に字を埋めることで仕上げていた。受賞が決まってから家族は知らされたが、「あの忙しい親父がいつ書いていたのか」と驚いたものであった。

## 部落解放運動との出会い

1954（昭和29）年に大阪市同和事業促進協議会（以下、市同促）に加入するに当たり、住吉区長の斡旋で、当時の松田喜一事務局長と部落差別について住田は論議を交わしている。本人は「これまで議論に負けたことがないと自信を持って臨んだが、このときばかりは負けたとも思わなかったが、どうしても勝ったとは思えなかった」と語っていた。先にも書いたように、住田は自身の体験を通して部落差別は被差別部落住民の責任でもあるとの、いわゆる部落責任論的認識を根強く持っていたためであった。一方、松田さんは「これまでこんなに頭の固い男にあったことがない、この男は絶対に解放運動には参加せんやろ」と同席していた西成の吉岡さんに語っていたそうである。以後、当時40歳を超えていた住田は持ち前の探究心を発揮し、部落問題について一から勉強を始める。京都の部落問題研究所から発行されていた雑誌『部落』（当初の『部落問題』を名称変更）、研究誌『部落問題研究』を定期購読し、部落問題研究所や三一書房から出版されていた講座『部落（Ⅰ～Ⅳ）』やその他の部落問題関係書籍なども次々購入し読破していた。本棚には喜田貞吉の個人雑誌『民族と歴史』第二巻第一号「特殊部落研究号」もあった。住田は、同和对策審議会の答申（1965年8月）が内閣総理大臣佐藤栄作に手交されたすぐ後のころ、「滝川という大学の教師が部落は異民族である、と講演で話したらしいが、それは間違っている。公開討論を申し込もうと思っている」とも息子に語っていた。わずか7歳のころ体験した住吉における米騒動の状況を基に、井上・渡部共著『米騒動の研究』の記述の誤りについて、地区内の動きや受刑者の人となりも含め、冤罪事件である事実をこと細かに描き出した論文「米騒動に於ける住吉部落の動き」を雑誌『部落』（部落問題研究所刊、第137号、1961年6月）に発表している。

\*

風呂改築の補助金を市から受け取って以後、住田は松田とのもやもやした論議を払拭するかのようになり、実践にかかわっていく。町内の青年会館を改造し、町営（住吉五町会）の貸本と文具を扱う店を開き、さらに風呂改築時の不足資金を町民から集めるための日掛貯金等を2人の女子職員を町費で雇い自らは無報酬で運営した。

町内役員としての世話役活動には戦前に住吉仏教青年会幹部になって以来、積極的にかかわっていた。町内住民の視野を広めるための活動の一環として、青年から高齢者までを含めた富士登山（1955年8月）も企画し引率している。また、戦前から仏教青年会として周辺の青年団から模範的に見られていたにもかかわらず、住吉神社の神輿は差別のゆえか、担ぐことはできなかった。その神輿担ぎを戦後の1949（昭和24）年に実現させた<sup>6)</sup>。町内の盆踊りを周辺地区コンクールで最優秀地区に押し上げてもいた。住吉の盆踊りは近隣地区の河内音頭とは違い江州音頭で、踊りの手は12もあり、踊り手は玄人（水商売に従事）の姉さん方も多く混じていたのでそれは優雅であったと伝えられている。常勝の住吉地区はある時期からコンクールには参加せず特別招待で踊りを披露していた。住田は音頭の歌詞まで作っていた。

安定した仕事を求めても、不安定な行商や雑業にしか就けなかった地区の男たちに代わって家計を支えていたのが娘たちであった。繁華街に電車で10分の立地条件を生かして、地域の女性たちは水商売（時には身売りも含まれていた）に従事していた。多くの家庭は彼女たちの稼ぎで家計が維持されており、自ずと家内での発言権も大きくなっていった。住田はこの状況を踏まえ、最後の病床で、住吉は父系家族ではなく、多くは女系家族であると語り、いつかこの点についてまとめてみたいとも語っていた。

次いで、町内の子どもたちの社会的視野を広げる活動の一環として、子ども会活動を開始する（1955年5月29日第1回住吉子供会ハイキング 河

内長野観心寺)。春秋のハイキングやキャンプ、正月には町内運動会をも実施した。子ども会を日常的に続けることは指導者不足（多くの青年たちは稼ぎに追われ、子どもたちを指導する余裕はなかったし、指導する力もなかった。）もあって難しかった。しかしたとえ、行事子ども会であったとしても、当時の住吉地区の子どもが置かれていた状況を考えるならその果たした役割は実に大きかった。ほとんどの子どもは町外に遠出する（ハイキング・ピクニックなどの言葉は町内では聞くことはなかった）ことはなかったし、親や青年も含め毎回150名にも及ぶ参加者の多さは彼らの期待の大きさをあらわしていた。貧しい子どもたちはハイキングの費用を捻出するため日ごろからお小遣いの一部を貯めていたようだ。子ども会のハイキングに先立って、住田は住吉青年団とともに、宝塚の惣谷峡（1955年5月8日）にハイキングにも出かけていた。青年会館での文化的行事（フォークダンスや剣道、文化祭等々）も外部から協力してくれる講師を積極的に招いて行っていた。住田はハーモニカが得意であっただけでなく、子ども会の歌を自作し自身のオルガン演奏で子どもたちに教え歌っていた。前述の町営貸し本・文房具店（一週間に一度は松屋町に貸し本・文具等を仕入れに行っていた）も広く町民、特に子どもたちに「本との出会いの場」を作りたいと考えての実践であった。1955年頃の住吉は大阪市の実態調査報告<sup>7)</sup>にも記述されているように、新聞を定期的に購読する家はわずか数軒で、多くの家は漫画も含め書籍というものとほとんど縁がなかった。義務教育の児童生徒の不就学・長期欠席者も少なくなかった。また、町民の社会的視野を広げる活動として朝日新聞社や多奈川火力発電所などへの社会見学も数多く実施されていた。

### 部落解放同盟住吉支部結成

1956年に町民6名によって部落解放同盟大阪府連住吉支部（以下、住吉支部）を立ち上げ初代支部長に就いた。書記長に就いた梶川國男（1925年



生まれ)は義弟であり、以後の住吉における隣保館運営や部落解放運動において住田の盟友として活動を支え続けてきた(住田が残した日記にも3日をあけず「國男さん宅で話す」の記載が見られ、住田自身がいかに梶川國男を相談相手として頼っていたかが伺える)。彼の存在なくして住田の隣保活動も十二分に展開されなかったであろうことは明らかである。梶川國男は住吉地区ではめずらしく、戦前に旧制中学校桃山学院を卒業していた。働き者の両親の期待を一身に受けた長男(五男三女の)としてただ1人上級学校に通っていた。その國男には通学中の苦い思い出が残されていた。地区から学校まで通うのに一番近い阪堺線の駅は神ノ木駅であったが、彼はひとつ先の帝塚山4丁目駅まで歩いていた。神ノ木駅で乗れば同じ電車で通う級友たちに自分が被差別部落出身であることが明らかになることを怖れたからだと後に語っていた。この時の卑屈な被差別意識が梶川國男を住田とともに部落解放運動に駆り立てた原点であったと思われる。

市同促から1954年に風呂改築資金の助成を受けてから、次に住田らが取り組んだのは地区内の〈生活改善運動〉であった。従来から、市内の被差別部落でささやかれていた「嫁にやるなら住吉へ、嫁をもらうなら住吉から」の俗言どおり働かない専業主婦が多かった。働く場所がないことがもっとも大きな理由なのだが、夫も自分の稼ぎで所帯を維持することが夫の甲斐性とみる風潮が町内に根強かったからだ。暇な時間を町内の小さな駄菓子屋(狭い町内に20数軒あった)で過ごすことも多く見られた。彼女たちの日銭を稼ぐ働き口として市同促からの助成金で授産所を建設し、常時10数名の女性たちがそこで内職に従事していた。内職に従事していた女性たちに対しても毎年、観劇や社会見学を実施していた。住田は内職会の主事としてこれも無報酬で運営に当たっていた。先に住田が語った、女系家族と矛盾するようだが、ここでの女性は家庭の主婦の場合であり、先の女性たちは娘さんであり彼女たちはほとんど独身のまま一家を支えていた。

町営風呂改修費用不足の捻出のため初められた日掛け貯金を、年末の物入りな時期を乗り切る手助けとするために継続した。この貯金は町内に従

来から存在し住民を苦しめていた「高利貸し」の高利を少しでも回避するためのものであった。このことについて住田は『そくしん』に「結構な身分」として小論を掲載している。「十日一」=10日に1割の利子、「まわし米やまわし酒」（これもその場で1割から2割の手数料を前取りで支払われていた）の不当性を明らかにする掲示物を町営の風呂に張るが、その場で破られることもあった<sup>8)</sup>。

住田自身が父親の長患いの費用を「高利貸し」から借りねばならず多額の借金を背負っていた。「高利貸し」に苦しむ人々の状況を住田は自らの体験を通して知っていたのである。長年かかって元金だけは完済したそうで、住田に対する「高利貸し」や町民からの信用は増したといわれている。この不当な高利から逃れる手段として、のちに、住吉支部の運動として大阪市への生業資金獲得闘争に取り組むことになる。実現した大阪市の生業資金を利用した数部落のうち返済を完納した地区は住吉だけであるといわれている。

次に取り組まれたのが、町内の各家々への都市ガス設置運動であった。町内の主要道路にはすでに都市ガスの本管が埋設されていたが、各家に引く枝管の敷設は自己負担とされていた。一軒当たりの負担額は当時の金で7,000円、世帯収入1ヶ月分以上であった。これを大阪市との粘り強い交渉で公費での設置を勝ち取っている。このころより町民の権利意識も徐々に高まり、町内でももっとも劣悪な住環境のまま放置されてきたキタキ（地区の北部）の住宅改善（市営鉄筋住宅建設要求運動）に西成地区に次いで取り組み始める。

1959（昭和34）年には地区内に最初の鉄筋市営住宅1号棟・2号棟（2K32戸）の建設を実現させる。町内の寺や「高利貸し」につながる解放運動に反対する人々からの「市営住宅が建ったら、町内を逆立ちして歩いた」と揶揄する声に抗しての実現であった。しかし、新しい住宅への入居は新たな問題を投げかけた。従来の長屋生活では光熱費はほとんどゼロ（薪を拾い集めていた）に近かった。市営住宅ではガスが引かれており、そ

ういうわけにはいかない。ガス器具の購入、ガス代などが新たな出費となる。その出費をねん出できない入居者が多く、従来通り廊下に七輪を出して煮炊きをする家庭も現れそうになった。「折角、近代的な住宅に入居するというのにガスを使わずに七輪でバタバタと火をいこし、焚きものをしていては鉄筋住宅が泣く。そこで、あとで詳しく述べる日掛け積立貯金によって一戸当たり千円を貸してガス器具を備えさせ、千円の貸金は月に百円ずつ返納するように処置して新住宅に入居することができたのであった<sup>9)</sup>。」

そこには、住田の次のような指摘も生かされていた。「しかし、人間は誰でも汚いものはいやであり、非常識な行いには眉をひそめる。それは貴人だろうと貧乏人だろうが、また部落民だろうが変わるところはないのである。差別をうけてきた部落民だから当たり前だというのは、みずから差別の再生産をしていることにならないだろうか。」「部落の解放、差別の撤廃をめざす我々もまた、人格者になるよう努力したい。」と語っていた<sup>10)</sup>。

## 財団法人住吉隣保館の設立

住田がこれまで町内で行ってきた〈社会・文化的活動〉を引き継ぎさらに発展させる拠点として、〈60年安保闘争〉真最中の1960年6月に住吉隣保館は建設された。地区（町）住民のニーズに根ざした、地区（町）住民によって運営される施設でなければならないとの住田の信念から、「公設置公費民営」の財団法人住吉隣保館がスタートした。この「公設置公費民営」について住田は1970年に次のように述べていた。「社会教育法の中でも、行政は金を出す、口を出さないとの意味のことを述べている。主権在民の民主国家なら当然のことである。私の述べる民営論は決して行政の責任を侵すものではない。」「『同和隣保館は、一般隣保館のような救貧対策や防貧対策であってはならない。部落解放の理念は、人権の尊重、地域住民の要望を権利としてとらえなければならない。蛇草会館は一般隣保館と混同されないために隣保館と称さない』と言っているのである。」「公設置・民営」

の隣保館は、蛇草会館の考え方と同じく、慈恵的・恩恵的活動の隣保館と全然違って、地区住民の要望を権利としてとらえ、同和問題の責任を行政へ追求していく機関として活動していく性格のものである。」と、住民自治と〈自らの要求を権利としてとらえる〉視点が強調されていた<sup>11)</sup>。

前述の大阪市による1955年調査によっても住吉は「市内14部落のうち経済的には上から2番目であるが、教育水準は最も低い」ことが明らかにされていた。そこで隣保館では「部落差別の解決は、教育に始まって教育に終わる」を合言葉に部落解放運動・隣保事業とりわけ町民（女性たちを中心に）の主体的な能力の開花をめざした教育・学習活動が積極的に取り組まれた。特に、忙しい女性たちを対象にした学習会（夜8時から10時過ぎまで）は1961年1月から毎月1回、37回も実施されていた。テーマは「部落の歴史、部落差別（狭山事件もすでに学習されていた）、時事問題、栄養問題、教育問題、子育て、受胎調整等々」、多岐にわたっていた。この学習会に出席していた母親たちの要求を基に大阪市の育英資金も獲得し、子どもたちの高校進学率は高まり、大学への進学率も今日まで住吉地区では最も高い数値を示している。また、青年層の組織化にも力を入れ、第4回部落解放全国青年集会（1960年、岡山市）に、女性たちも第2回部落解放全国婦人集会（1957年、高野山）に初めて代表を派遣し、以後毎年送り出している。青年や女性たちが住吉という「狭い井戸」からでて、全国の仲間と触れ合うことで一人一人の視野の広がり住田は期待していた。

住田の隣保館運営の底流には毛沢東の「調査なくして運動なし」があり、職員に対しても絶えずこの言葉を引き合いに出し、館内で相談者を待つのではなく、地区（町）内へ積極的に進出しニーズをくみ上げる「御用聞き」活動でなければならないと強調していた。同時に、調査で得た課題を自分の頭で考え提起することも求められていた。住田は「（1961年の部落解放国策樹立大請願運動における）その要求、要望運動の基礎となる部落民の要求や要望には妥当性があるかどうかということである。人間には欲がある。しかも、その欲には限りがない。部落民においても同様である。その

欲を土台にただけの部落民の個々の要望を、いかに部落問題解決のためとはいえ地方行政が、そのまま無条件に受け入れてよいものであろうか。問題は、その要求が正しい要求であるかどうかということである。それを判断するには調査研究の資料が大きな計量器となる。近代的な、科学的な調査資料の裏付けがなくして、どうして画期的な大請願運動の成功が期待し得られるであろうか。「調査なき事業は砂上の楼閣に等しい。」「再び言う。調査研究こそ部落解放や同和事業の大きな一本の柱であると。否、柱というよりも基礎であると言うべきである。」と1961年時点ですでに提起していたのである<sup>12)</sup>。住吉隣保館（のち住吉解放会館）の事業に公立の施設では考えにくい独自性のつよい行事や活動が数多く取り組まれてきたのも住田の基本的な理念（既成事実としての行政の枠にとらわれない。住民のニーズを掘り起こす。「靴に足を合わせるのではなく、足に靴を合わせる<sup>13)</sup>」活動）に基づいてのことであった。そのため、住吉隣保館の休日は正月三ケ日のみとされていた。住吉隣保館の活動は雑誌『部落<sup>14)</sup>』（のちには雑誌『部落解放』）に報告されているが、地区住民の館事業への参加、相談事業の利用者の多さ、さらに地区住民の自主的な要求組合運動（住宅要求者組合・妊産婦守る会・保育守る会・教育守る会等々）の事務局としての活動実績は、他地区での事業内容をはるかに超えていた。まさに、「公設置公費民営」住吉隣保館の面目躍如たるものがあつた。

住吉解放会館（住吉隣保館が名称変更）正面壁面に設置されている巨大な「オガリ」像も住民の声の結集である。この「オガリ」像や青少年会館付設体育館壁面のレリーフは、沖縄の彫刻家金城実氏の指導で、多くの住民が粘土をこねながら「顔」を作り上げた参加型文化運動の先駆的成果であつた<sup>15)</sup>。

住田は同和（解放）教育における社会同和教育の重要性とそれを担うべき隣保館（解放会館）事業の役割の大きさについていち早く提起していた。1972年には「部落差別とは、部落にだけある特殊な差別ではなく、この社会にある、もろもろの差別が、部落では集中的に現れている差別で、集中

的にある故に特殊なように見えるだけである。よって、部落差別の現象に対して、それが対策を行なわねばならないが、常に差別の根元に目を向け、社会にあるもろもろの差別との関係を考えつつ対処すべきである。」「人間が生活する限り、その生活の場には教育が必要である。その必要な教育は、学校教育の中でも、そして学校教育が終えての家庭・社会に於いても就学しなければならない、これが社会教育である。部落差別とは、社会生活の中で起こる。即ち社会問題である。学校で教える基礎学力の中には差別はない。社会的な人間関係の中で部落差別は起る。故に同和教育は社会同和教育こそ本命である。人間作りが教育の本質であるなら、人間作りが社会で行なうことが多い故、教育の本命は、学校教育ではなく、社会教育が本命であるといえよう。」との指摘がなされていた<sup>16)</sup>。

住田はまた部落差別を実にユニークに捉えていた。大阪市との要求交渉の折に、住田は「大阪市の交通局（市バスと地下鉄を管轄）と公園局が差別している」と追及した。並み居る大阪市の幹部たちは「なぜ、交通局や公園局が差別するのか」と呆気にとられる。市内地図を前に、大阪市内の都市交通はほとんど地下鉄も市バスの路線も南北に整備されている。たとえば、住吉地区から浅香地区へ行くための市バスも地下鉄も東西路線はない。一旦、天王寺に出てから、阪和線に乗り換えて杉本町に行かなければならない。東西に市バスが通っていればこのような不都合はないはずだ。さらに、住吉地区を取り巻く公園は住吉公園と長居公園それに万代池公園がある。住吉地区はそれらの公園から最も遠いところにある。「それは屁理屈ですよ。公園が差別するはずはありません、と考えているようだが、大阪市の公園行政は基本的には受益者負担主義を取ってきた。大小さまざまな規模の公園があるがそれらは基本的には土地所有者からの寄付によって成り立っている。寄付のできるような住民がいない部落の周辺には結果的に、公園が近くに作られることはなかった」。この事実が〈不作為の差別〉でなくてなんであろう、と論陣を張った。やや独善に聞こえるかもしれないが、このように住田は常に現実の不合理から出発し、自分の頭でものを

考えていたといえるのである。のちに、大阪市交通局は東西に路線バスを運行した。浅香地区へは住吉から1本のバスでいけるようになった。公園も地区周辺にあった企業の移転跡地を大阪市は購入し、市営住宅と公園を設置した。

\*

1963（昭和38）年4月に隣保館が町内の解放運動反対派の意を受けた青年たちによって占拠される事件が起こった。解放運動のスタート時からくすぶっていた寺と町内の支配層を中心とする解放運動反対勢力と隣保館活動を推進する解放運動勢力とのあいだの利害関係（高利貸しの収入が減少する等）に基づく対立が一挙に暴発したのである。のち町内紛争も落ち着いた時期に住田は息子の「何故、住吉で解放運動派が勝ち残ったのか」との問いに、「解放運動の理論が町内の保守派の考えを上回っていたことも事実だが、最も大きな要因は親戚の数の多さによっている。住田は町内に数世帯しかない圧倒的少数派や、力づくで追い出そうと思えばすぐにでも追い出されたはずや。それができなかったのはお前の母親が町内でも有数の梶川家出やったからや。部落とはそういうものや」と答えていた。さらに、住田は被差別部落の人びとの行動様式を特徴づける考え方として「事大主義」をあげていた。長年部落差別を受け続けることによる貧困から容易にボス支配を許してきた。この慣習が「権力を持ったものに阿る、卑屈さを生み出した。長いものには巻かれろ、出る釘は打たれる」との考え方が根強く形成された」、「高利貸しが不当な高利を奪っているとしても、その金を借りねば生活が行きづまってしまう。彼らに心ならずも従うしかなかったのだ」とも語っていた。

紛争終結後に大阪市は住吉地区の実態調査を大阪市立大学の山本登教授に依頼した。この調査の結果を基に、山本先生は「住田さん、残念ながら調査の結果はどの数値を見ても、解放運動（隣保活動推進）派は負けてい

ます。」と説明された。住田は「先生、確かに数値だけ見れば、負けているでしょうが、一人一人の答えの内容はどうなっていますか。隣保館を使う、使わないのはなぜですか、反対派の人々は具体的な内容を記述していない。しかし解放運動賛成派の記述は、子どもたちの教育のため、生活の改善に役立つ、相談に乗ってもらえる、字を教えてもらっている等々、具体的であるのではないですか。数値だけで勝敗は決められるのですか」と問い返した。山本先生は調査結果を再検討したうえで住田の指摘を認めざるを得なかった。その後の地区の解放運動による住環境・就労・教育状況の大きな改善・変容は住田の分析の正しさを証明することになった。

また、のちに息子から「部落差別とは、なにか」と問われて、住田は間髪をいれず「それはお前の母親を見れば分かる」と答えた。住田は部落問題を社会的構造的客観的に捉えるだけでなく、被差別部落住民に根強く刻印された差別による傷跡としても捉えていた。その典型として、住田は冷静に「自らの妻」の行動様式（独りよがり・世間知らず・社会性の未熟等々）に差別の傷跡を見ていたのである<sup>17)</sup>。ここから、住田の持論、「部落問題は教育に始まって教育に終わる」との思想が生み出されていたと思われる。長年にわたる部落差別は被差別部落住民自身の生活・行動様式を歪めてしまうことでもあり住田は捉えていた。同時に、妻の、弱者に対する思いやりの深さ、優しさ、純粹さ等々を見落としていたわけではなかったが。

以後の、住吉隣保館の事業・活動については、先に指摘した『部落』、『部落解放』、『大阪の同和問題』それに『そくしん』など<sup>18)</sup>に掲載された住田の原稿によって明らかにされている。隣保事業を実行する上で、住田が特に力を入れていたのが地区住民の意識状況を正しくとらえることであった。「もうける為には、エヘラエヘラと追従笑いをするが、腹の内では人を尊敬するということがない。きたなくもうけて、きれいに喰べ、と云うことを第一信条とし、なまじっか学問のあることが邪魔だと云う考えが普遍化している。即ち、行商根性、八百屋根性と云われている。こうした考えの人



達が今でも地区の中心であり、過去には大半をしめていた為、収入に応じる生活に対し、教育が著しく低いと云う現象をあらわしているものであり、これがこの地区の特徴である。隣保館は、地域の実情に即して事業を行わねばならない。地区の要望に応じて運営されなければならない。」さらに「行商根性は、役とつくものは膏薬もいや、と云う考えが強く、自分達が自分達の為と云うことは全然頭がない。さか立ちした団体の人達、主として役付の人達であるが、隣保館によりつこうとしない。この人達は『ねた子を起こすな』と云う考えを持ち、時には隣保館へくる人達を『アカ』だと非難をするのである<sup>19)</sup>。」との指摘がなされていた。

また、解放運動の内部に、行政による同和対策事業に依存してしまう弱点（腐敗）が見られ、その結果、残念ながら事業実施とともに多くの不祥事が生じていた。そのような不祥事を予想したかのごとく、住田は「特権は差別である」との短文を『そくしん』1979年新年号に掲載していた<sup>20)</sup>。1970年代に部落解放同盟は「部落解放に役立つ人材育成を」の方針を掲げていた。その方針に沿って、各地で医者・弁護士・教員の育成が図られた。大阪市内においてもこの方針は実行され、その一つとして市内の矢田支部は大阪市立大学への部落出身学生の優先枠を設けるよう、大阪市当局に強力に申し入れていた。たぶん、大阪市当局は大学の自治を掲げる大阪市立大学から拒否されていたのだろう。大阪市の担当者は当方にくれ、夜遅く、何度となく当時大阪市同和事業促進協議会会長であった住田に相談していた。住田は言下に「絶対に認めるべきではない」と言い放っていた。まさに前述の「特権は差別である」との具体的な事例として「優先枠」入学をとらえていたのである。また、住田は地区を校区に持つ住吉小学校での講演で次のようにも語っていた。「(奈良県の信貴山で大阪市教育委員会の指導主事を対象にした講演で話した同和住宅の広い間取り要求と低家賃について紹介しながら)、『それは逆差別だ』と言っていますね。(中略)これは、ぜいたくすぎるという意見があります。これにたいして、ある学校の先生は、こう言われたのです。『何百年ものあいだ、差別で苦しめられてき

た、あの人たちのことを考えてみろ。その苦しみの結果、つまり、部落差別の結果、貧乏になったんだから、三K、四Kの家を要求したって当然ではないか。何の不思議があるのか……」。この意見に対してその場にいた住田は「『そんな解釈をされたら困る。もし、その解釈が通るなら、今の部落民は、先祖が苦しんだのだから自分たちは、もう、進んで、保障してもらったらいいいという観念になります。こんなことで部落の完全解放ができるのでしょうか』と言いました。つまり、それでは人間を墮落させるんじゃないかということです。先祖が苦しんだから、そのかわりだ…と、そんなことではいけません<sup>21)</sup>。」と指摘していた。1969年7月に同和対策事業特別措置法が制定されて以降、大阪府下に数多く設立された部落解放同盟の支部（同和対策事業の受け皿としての支部）の中には、科学的な調査資料に基づいた要求をもって、行政を説得する努力よりも、「先祖が部落差別をうけてきた、その代償が同和行政だ」ともっともらしく強弁する幹部も少なくなかったのである。

大阪市同和事業促進協議会の理事及び会長として、地域の文化・教育・学習の拠点であるべき、隣保館・公民館・解放会館が地域住民だけではなく広く地域社会で果たすべき役割を明らかにするための指針作りに努力してきた（『市同促10年の歩み』（1963年）は住田が大阪市内の被差別部落をくまなく歩き回って書き上げたものである。掲載された各部落の写真は今日では貴重なものである<sup>22)</sup>）。そのための組織作りとして、全国解放会館連絡協議会・近畿解放会館連絡協議会・大阪府解放会館連絡協議会を立ち上げ、厚生省との交渉や協議にも副会長・会長として主要な役割を果たしてきた<sup>23)</sup>。

一方、住田は部落解放運動に参加したのが1955年で44歳とかなり遅くれた出発であった。その思いからか、全国水平社以来の活動家を尊敬し、大切にしていた。「荆冠友の会」（全国水平社以来の活動家による親睦組織）に結成の翌年1967年4月から現役の解放同盟幹部として、積極的にかかわっていた。機関誌『荆冠の友』は第1号から几帳面に綴じられている。1967

年6月1日、12号には住田の「隣保館での結婚式」が掲載されている<sup>24)</sup>。会への出席を通して阪本清一郎さん、木村京太郎さん、井元麟之さん、上田音市（全国解放会館連絡協議会会長）さん等々との交友を深めていた。阪本さんには、激しい糾弾闘争戦術がとられていた時期に住吉解放会館に於いて「糾弾の本来の意味について」の講演をお願いしている。講演内容は現実に横行している糾弾闘争で「差別者側」を一方向的に迫及する誤りを糾す必要があるとするものであった。

彼ら水平社以来の活動家との交流を深めるなかで得た使命感が、住田をして次のような無謀ともいえる行動をとらせていた。「運動に遅れて参加したとの負い目を根強くもち、晩年ドクターストップを何度もかけられながら、入院中の病床から講演や会合への参加を取りやめなかったのも解放運動に邁進したい」との強い思いからだったのだろう。

住田の思考・行動のあり方には、前述のように、時に、独善と紙一重と思えるほど、自分自身の頭で考える個性的なものであった。大阪の同促協方式、京都の同和行政方式、それに岡山の同和行政方式を全国における主要な同和行政のあり方と捉え、大阪方式の優位性を強調していた。大阪の同促協方式（被差別部落民を超党派で組織する）はある時期まで京都の朝田善之助部落解放同盟中央本部元委員長から「大阪の融和屋」と揶揄された時期もあったが、最終的には同和行政の実施に当たって最も有効であるとの事実が証明された<sup>25)</sup>。多くの府県で同和行政の窓口が複数設けられ混乱をきたしていた時期、いわゆる「窓口一本化」問題に一定の解決方向を示す大阪方式の有効性は明らかとなった。住田は同和行政を進めるうえで大阪市同和事業促進協議会が果たすべき使命の大きさに確信を持っていた。「大阪の融和屋」と揶揄されていたある時期、今はなくなった大阪環状線桃谷駅の同和会館で、部落解放同盟大阪府連の幹部たち10数名と同和行政について住田は激論を交わしている。幹部たちは「同和行政において市同促は市行政の肩代わりをしており、いまや運動の壁であり足かせだ」と住田を追及する。住田は10数名一人一人の意見を順番にすべて聞き終えて、そ

それぞれの意見についての反論をもらさず行ったため、幹部側も矛を納めざるを得なかった、と語っていた<sup>26)</sup>。結局、この会合を通じて、大阪市の同和行政における解放同盟と市同促との役割分担は確認され、以後大阪における運動と事業の飛躍的な発展をもたらした。

住田は若い高校生や大学生から「部落問題を学びたい」との声を聞くと、忙しい時間を割いて講師を務めた。松田喜一さんが亡くなる前日、高校生のグループに西成地区の案内を買ってでてくれたのも、住田からの要請が行われていたからであった。

住田が亡くなってしばらくしたある日、80年頃に部落解放教育の教材作りの研究会が我孫子町にあった旧大阪市教育研究所で開催され、現役の小中学校校長として出席した中原浩先生が、当時を懐かしんで次のような話を私に語ってくれた。「解放同盟大阪府連の幹部であった住田さんは、その会合の講師として出席されていた。当時は教育現場では、部落問題をどのように教えればいいのかとの教本がほとんどなく、現場は右往左往していた。それで当事者である住田さんに来てもらった。会有一些程度進行したとき、住田さんは発言を求め、『私は確かに部落民であり当事者である。しかし、当事者であっても教育の専門家ではない。専門家は今日出席されている先生方でしょう。その先生方に、当事者というだけで私がえらそうに話すことなどありません。まず、専門家である先生方が教育の現場に沿った教材案を作り上げる必要があるでしょう。もちろん、私たちも当事者として意見は述べることができますが、それはあくまでも先生方の考えを補足するだけです。』と穏やかに、謙虚に述べてくれたのです。私は我が意を得た思いで萎縮する教育委員会幹部の前で自分の考えを率直に述べることもできたのです。住田さんのおかげです」と。

\*

最後に、戦前大阪市民生局長をも務めた北市民館館長志賀志那人が実践

した隣保事業と住田との接点は明確ではないが、住田の隣保事業を進める基本方向が志賀のそれとよく似ていることも事実である。住田はすでに1959年11月と12月に「地区運動家より見た同和事業〈1〉〈2〉」を發表している。この論文を読んだ杉浦明平氏は『『拝啓 行政担当者殿』（『下駄直し』の記）に収めるにあたって編者田村正男が改題）は、差別問題の核心を簡単に訴えていると断るまでもないが、それよりも、こういう重大な問題を、かくもやさしく具体的に、だれにも理解できるように語ることができたことに目を見張らずにはいられなかった。少しも力まず、具体的な事例を引いて要点を尽くしているのである。ここにも住田さんの文学的才能の一端が出ているのではなからうか。」と指摘する<sup>27)</sup>。住田は本格的に部落問題を学習し始めたのは早くとも1955年頃であった。その住田がわずか4年足らずの間に、杉浦さんから高く評価される文章を書いたのである。この間の住田の寝食も忘れる部落問題の学習と豊富な実践、それにそれまでに培ってきた教養が浮かび上がるだけではなく、すぐれた才能をも知ることができるに違いない。「地区の人たちは長らく無知であったために、役所の人たちを特別に偉い人たちだと思い、『旦那、旦那』と呼んだり『長いものには巻かれろ』とばかりに、あきらめの気持ちを抱いてきた人も少なくありません。それが部落解放への機運の高まりとともに権利意識に目覚め、長きにわたる“故なき差別”の苦しみに反発して、ことさらに相手をやっつけたり、地区の人たちに『役人なんか偉くないんだぞ』と思わしたい人たちも出てきております。役所との交渉に出る人たちの中には役者の人たちが多いのです。そこで、話し合いの中でも感情的ではないかと思われるようなたつき方が出てくるのです。」と地域住民の気質の一端を指摘している。また、前述した地区内の高利貸しの実態が「部落の金融制度」として詳しく触れられている。次に、「文学」の項目には野間さんや杉浦さんたちの月刊雑誌『文学』（1959年2月号）に掲載された座談会から次のような引用がなされている。野間さんは『『いま、部落では文学が非常に求められている。だからと言って部落に関係した文学を書くと、すぐに、たたかれ

る。文学は平凡な事件を書こうとしない。できるだけ多くの人に読んでもらうために必然的に、ある事象を極限的に書く。また全体を見て書こうとするために常に一段高いところから書こうとする。極限的に書くと差別を再生産しているとたたく。高いところから書くとブルジョア的だ、または直接の差別だ、と、たたく。それでは何一つ書くことができない。これでは、部落についての文学が求められながら、文学の発展は、なかなかのぞめないのではないかと思う……』と発言している。杉浦さんの言葉として「『部落解放同盟は、このごろ、こう言っていますよ。部落の状態を興味本位に極限的に書く、言うならば部落を食いものにする、こんな書き方をされては困る。まじめな観点から書いてくれるなら、どしどし書いてもらう。そのかわり、こちらも遠慮なく批判させていただく。そこで、書く人は、その批判を素直に受けとめて勉強してもらい、続いて書いてもらう。また、こちらから批判する……。こういうふうにして、お互いに批判し、批判されながら正しい人間関係を書いていく』」を引用しながら住田は「これでよいと思うのです」と言い切る<sup>28)</sup>。このように多岐にわたる問題関心を持っていた住田の実践は志賀志那人のそれと共通点を持っていることを指摘することは可能である。この共通点は、住田が大阪市同和問題研究室の調査員の一人として在籍した折、研究室長岡村重夫さんが、たぶん志賀の実践をも踏まえ提唱していた隣保事業の理論から多くの議論を通じて学んだ結果であるように思われる<sup>29)</sup>。住田が市同促の理事を勤めたころから、市同促主催の学習会が岡村さんはじめ少壮の研究者（大阪学芸大学盛田嘉徳、大阪市大原田伴彦、大阪市大山本登、名古屋学院小林茂等々）を講師に迎え宇治市の旅館「花やしき」（戦前、暴徒に刺殺された国会議員山本宣治の実家）で開催されていた。もちろん、これらの学習会や講演それに交流会等から住田が学んだに違いないのだが、考え方は引き写しではなかった。住田は地域の実情に沿った独自で、具体的な考えを住民に提起し、要求を掘り起こしながら実践してきたのである。

## 志賀志那人<sup>30)</sup>の実践から学ぶ

住田を指導者として実践してきた住吉隣保館を拠点とする隣保事業は住吉地域の住民の特性と戦後民主主義の確立・定着という時代の要請に合致したものであった。その内容は志賀が戦前に推進した北市民館（日本初の公立セツルメント）での事業の多くと共通点を持っていた。志賀と住田には時代的な距離があり直接的な接点はない。右田紀久恵は志賀の社会事業観として志賀自身が述べた「我々は社会事業家の社会事業と謂う悪夢より醒める。そして市民に自分達のための自分達の事業と謂う観念を養ひ、それを実現せしめる事を工夫する。今迄お客様扱ひした人々を主人扱ひにする。我々は彼等を結合し、彼等を経営に参加せしむる仕事に配せられるエンジニアとして働き始める。」「社会事業は社会事業家によって思ひのままにいじりまわされる盆栽ではない。独りでに生ひ立たしむべき植林事業である。」を紹介し、同時に、「この点は今日、〈主体性の社会福祉理論〉と呼ばれる岡村理論が普遍性をもつと評され、また、地域福祉が伝統的な社会福祉と異なる点に、〈住民の主体性〉を据えて理論化されつつあることと通底している<sup>31)</sup>。」と指摘する。

北市民館で実践されていた事業との共通性を、次に示す住吉隣保館の実践はもっていた。総合的な生活相談活動（職員は施設内で相談者を待つのではなく積極的に地区内に御用聞きに回っていた）、夜10時以降は館長宅での相談、浪曲や漫才など文化的慰安、娯楽、授産講習など各種講習会の開催。生活困窮の原因でもあり、解放運動反対勢力の温床となっていた前述した金融制度（まわし米・頼母子講・日掛け金融）に対抗して、隣保館職員が毎日地域を歩いて日掛け貯金を集める取り組み。識字学級（輪読会に通う生徒たちの年齢層は昭和5年から15年に生まれた女性たちが多く含まれていた。彼女らの多くは戦後の6・3制義務教育の該当者であったにもかかわらず）や青年・少年を対象にした各種のクラブ活動。専業主婦を

対象にした内職会それにトラコーマの罹患率が高かった地区住民のための眼科診療所など地域住民の生活に根ざした多様な事業、特に、生活の建て直しを目指した〈生活改善運動〉として、あたかも北市民館の事業を継承していたかのごとくである。

もちろん、住田がこれらの実践の基礎に、前述した「部落問題は教育に始まって教育に終わる」を合言葉に実施された住民自身による学習・啓発活動を置いていたことは言うまでもない。

こうした実践について住田は1960（S35年）年6月完成の住吉隣保館新築落成の日に次のように語っている「隣保活動と云いますか、小地域の文化向上と云いますか…小さな仲間を作り小集団グループの活動を活発に行い、その小集団の代表が集まって話し合い向上していくことが大切だと思います。その話し合いの場をこの隣保館とし…皆で魂を入れて貰うのです。それと共にこれは同和事業の一環として建設されましたが、広く近隣住民、いや住吉区全住民の隣保館として使用して頂き、少しでも広い範囲の人々と話し合い相互理解の資として頂ければまことにうれしく、これ以上の喜びはありません<sup>32)</sup>」と語っていた。ここに見られる考え方は要求を基礎に集まった小グループの中でつくられる濃密な人々のつながり、組織化を基盤にその代表が集まって話し合い、より大きな集団に自らを組織化し、さらにそれぞれの要求を高めていく、その舞台・拠点に住吉隣保館であるとするものであった。

前述した岡村重夫が1959（S34年）年1月20日発行の機関紙『大阪の同和問題』（8号）に掲載した論文「地域社会の改善方式」には次のような指摘が見られる。「改善方式の類型は、大きく分ければ、（一）地域社会開発方式、（二）地域社会組織化方式、（三）地域社会改良方式になる」との指摘があり、（一）の類型の「(C)型では、これに反して外来の専門家は自ら改善計画をたてることはしないで、地域の住民に問題を発見させるようにしむけてゆく。また改善の対策に就いても外来の専門家が予め決定しないで、住民の討議の結果求められてのちに意見をだす。要するに、ここで



は住民による改善の意欲を『開発』するのが眼目となる。住民は『上から』何かを与えられるのではなく、自分で改善の事業を体験し、この共同の体験によって自信をもった住民が、更に大きい仕事にとりくむように援助してゆく。」と書かれていた。さらに、岡村は「同和地区における隣保館活動のあり方(その1)」では「隣保事業を特色づける『地域性の原則』を、二つの面から説明してきたが、それは一言にしていえば、近隣地域の社会福祉的状况を全体としてとらえることである。換言すれば、地域住民の生活困難ないし『福祉に欠けた状況』を近隣社会の社会資源の全体および共同意識との関連において、観察し、理解し、解決するように援助することである。」「すなわち、隣保事業は、嘗てのように、住民に対して『啓蒙感化』することを目的とするのではなく、住民が独立した人格者であり、住民の主体者であることを認識し、受容し、彼らの自発性をひきだすことを、ねらいとするのでなくてはならない。隣保施設の職員は、必ずしも地域に定住する必要はないけれども住民との間に、以上に述べたような、社会福祉的な援助関係をうちたてる技術をもたねばならない。このような専門家としての援助関係を通路として、地域の住民が、自発的に地域社会の社会的欠陥を克服するように、従ってまた、地域社会のなかから指導力を発見し、住民の共同的努力をひきだすように援助しなくてはならない。」との指摘が見られ、さらに「(その4)」には具体的なあり方の実践例として住吉隣保館の事業が紹介されている<sup>33)</sup>。住田の隣保事業の実践は直接志賀に影響されたというよりは、岡村重夫によって提唱された〈主体性の社会福祉理論〉から多くを学んでおり、北市民館での実践と類似の事業が数多くみられるのも結果的にそのようになったのではないかと考える。

先に紹介した右田は同じ論文で、志賀理論の「第二の特質は、社会事業実践・社会事業家を〈前衛〉とした点である。」と捉え、志賀の「しかし、無組織の大衆は自らを組織することは不可能である。然らば誰がするのか？大衆を組織化するのは非大衆、ブルジョアジイではない。それは前衛である。前衛を措いて大衆を組織するものはないのである。したがって前衛と

は単なる前衛ではない。大衆を組織する過程での前衛である<sup>34)</sup>。」を紹介している。この前衛を住吉の運動に当てはめるなら、それは部落解放同盟住吉支部であるに違いない。住田は1956年の支部結成以来支部長を務めており、隣保館が設立する以前に、地域住民自身の成長を促す文化学習活動・生活改善運動を住吉支部として住民を組織し実践していたのである。

住吉の隣保事業の思想と実践は、住吉の生活実態に限りなく精通し、その貧困の実態と住民自らが地域の生活課題を発見し、改善・向上をめざす主体的な力を組織化し、連帯を通じて高めていく取り組みの中に表現される。子ども会、中学生友の会、青年、婦人の会、中年層の会、老人会など階層別組織や、住宅要求、仕事要求、生業資金要求者、生活保護受給者、障がい者の組合や教育守る会、保育守る会、妊娠婦守る会など、要求別、課題別組織がきめ細かく丁寧に組織されてきた。例えば、30戸の住宅に100戸を越す入居要求者がいるとき、どう入居を決定するのか。住宅要求者自身が議論し入居基準を作成し総会で決定する。その基準に沿って入居者を推薦していくという取り組みが粘り強く実施されていた。「抽選」で当たった幸運な者が入居するという手法ではなく、建設戸数に数倍する要求者の困窮度を総合的に判断し、入居する者も入居できない者も納得しうる基準づくりを民主的につくりあげる。その過程で要求者一人一人の主体的な力量を育て、組織の連帯を強め、すべての要求者に入居が実現する運動に発展させていくことにつながっていく、という過程がすべての要求者組合で大切にされていた。それらの運動内における持続と継承を支え続けていたのが、志賀が言うところの〈前衛〉である部落解放同盟住吉支部であった。

## 住吉の街づくり運動

住吉における隣保事業の到達点は住吉の街づくり、総合計画の樹立・実現の取り組みの中に見ることができる。まず第一に、住民が主体となり教員や自治体職員などの協力を得て1ヶ月、延べ1,000名にのぼる調査員に

よって行われた、文字通り大衆運動としての地区内全家庭を対象にした実態調査の実施である。第二に、住田を本部長とする総合計画実行本部が、これまで育ててきた多様な要求組織や階層別組織を結集した徹底した民主的な住民参加の街づくり推進体制が整えられたことである。第三に、住民を主体にした計画づくりに建築や保育など専門家集団が住民の大衆的な議論を踏まえて専門的技術による支援を行う（共同の営み）という形態、同時に、街づくりにおける住民主体の原則を一貫して推し進めたことである。行政主導型街づくりか、住民主導型街づくりかが問われ続けていた。また、取り組みの中で住民がめざす街のあり方を方向づける街づくりの「六つの原則」がつくりあげられた<sup>35)</sup>。

住民は、住宅や公共施設、道路や公園の配置、住宅の間取りや公共諸施設の部屋のあり方から建材や壁の色まで大衆的な討議を行った。計画の策定から実現までの運動の過程すべてにわたって住田の信念が貫かれている。すなわち隣保事業として、住民に対する信頼、住民の創造性・可能性を引き出す取り組み、住民が体験を通して高まっていく主体的な力の上に住民自身の手による地域社会（自治）を組織するという今日の地域福祉につながる取り組みが推し進められてきたのである。これは右田の指摘する志賀の社会事業実践にみる視点、すなわち「地域福祉を住民の単なる自己実現ではなく組織化と連帯によって生み出される『社会的自己実現』とし<sup>36)</sup>」、また「地域福祉を地方自治と表裏一体のものとして、地方の主体性・地域力・住民自治を要件と規定し、〈地域の福祉〉と〈地域福祉〉の差は地域と住民の主体性・内発性・自治性にあるとする」右田の問題意識にも通じるものである<sup>37)</sup>。

今日の住吉につくりあげられた組織、運動、施設、事業等は、この住田が推進してきた隣保事業＝隣保館職員と地域住民の協働が生み出した成果である。

志賀が日本で初の公立セトルメントとして大阪市立北市民館の中で追求しようとした事業は「公立でありながらトインビーホールやハルハウスが

めざしたセツルメント運動の共通の特性がすべて含まれている。セツルメントは、知識や教育を受けることができた人々が貧困や労働問題を抱える地域に入って拠点となるセンターをつくり、物質的援助とともに、近隣に対して友人として人格的接触を通して教育や文化を提供し、自ら主体的に問題を解決できるように働きかける活動<sup>38)</sup>であった。前述の住田が住吉隣保館を拠点にめざした活動も、志賀が目指した地域社会全体を捉えながら援助を行う住民運動とも共通するものであった。

こうした考え方は住田が1963年12月に発表した「私の隣保館活動<sup>39)</sup>」や1970年8月の「同和対策の隣保館では——なぜ『公設置・民営』を唱えるか<sup>40)</sup>」の文章に明解に語られている。さらに、1964年4月には「隣保事業は、はじめは救貧対策として行なわれ、続いて防貧対策として行なうように進歩して来たが、尚慈善事業の域を出ない。同和地区の隣保館はそれでは駄目である。同和地区では、慈善事業を行なってもらうのではなく、市民の権利として事業を行なうことを要望するのであり、権利意識の上で立った隣保事業でなければならない。隣保館は地区の人達のニード（ママ）を引出し権利の自覚と、自力更生を主眼とし、その支えとなり、条件整備の役割を果すのが事業でなければならない<sup>41)</sup>。」と提起していた。この住田の考え方は、志賀が銭湯に行き対話することから「風呂屋社会事業<sup>42)</sup>」と称されたように、友人関係の中から人々の要求や困難をつかみ取り、市民館事業に反映させ、それを実現するにふさわしい事業を創り出したように、「公設置公費民営」による隣保館事業でなければ実現できないものであった。「公設置公営」論が各地では圧倒的多数の考え方であったなかにおいて「公設置公費民営」論を貫いてきた住田の姿勢は、ともすれば大勢に流され、迎合しがちな今日の運動にとって、極めて重要な実践方向を示すものであり、学び継承すべき姿勢であるだろう。

## おわりに

大阪市は2010年度より住吉における隣保館（解放会館→人権文化センター→市民交流センター北へと変遷）を指定管理者制度のもとで運営していくこととし、〈市民交流センターすみよし北〉も2010年4月より財団法人住吉隣保館と社団法人大阪市人権協会がその運営を受託することになった。1961年財団法人住吉隣保館設立以来、50年にわたり、住民の生活向上の砦として、さらに部落解放の砦として貢献してきた財団法人住吉隣保館が受託できたことは幸運であった。しかし、指定管理制度そのものが地区住民主体の運営、真の意味で「公設置公費民営」を担保するものでないことは明らかである。この制度改革には考慮しなければならない課題が残されていることを踏まえながらの実践が求められる。わずか4年で運営主体が変わるかもしれない制度が、地域の生活と歴史に精通し、差別の実態を常に把握し、友人として、人と人とのつながりを通して掘り起こされたニーズに対応することができるのか。住田がめざしてきた隣保事業の使命を、〈市民交流センターすみよし北〉は果たすことができるのだろうか、との危惧を抱かざるを得ないのである。同時に、住吉の街づくり運動は国による「公営住宅法の改正」の完全適用によって大きな障害を受けることになった。従来の「同和住宅」（被差別部落の歴史性と社会性を考慮した施策であった）という枠組みが取り払われ、地区住民（住宅要求者組合）による「入居」手続き事務への関わりが一切なくなってしまったのである。この間一般公募にて部落出身者以外の入居者が40世帯を数え、今後さらに増加することが予想される。被差別部落地域を拠点に、部落住民の自治によって推進されてきた街づくり運動は新たな課題を背負いながら、この課題に沿った新しい解放運動・街づくり運動の方向性を模索することになった。

このような困難な状況だからこそ、私たちは今一度、学習会や研修会、講習、講座という取り組みの根っこに、銭湯に行って人々と個人的につな

がり、そこから様々な取り組みを発想してきた志賀や、夜間は自宅の電話を隣保館の相談事業に提供し、365日の実践を追求した住田の実践姿勢に思いをはせることが必要な時代であるように思われる。

今、「住民の主体的な協同社会を組織する<sup>43)</sup>」とした志賀の理念は岡村重夫を仲立ちとして住田の隣保事業に継承されている。この理念にそって住吉の現状を住民自身の参加による調査研究によって再確認し、明日の住吉を切り開く契機とする必要がある。住民の主体的能力の組織化はどこまで進展したか、その結果として地域の自治はどのような水準まで達したかという視点から住吉の地域を再度点検することが急がれている。同時に、部落解放運動において住田が実践してきた隣保事業がこれまで何を獲得してきたかも明らかにされる必要があるだろう。〈市民交流センターすみよし北〉を新たな拠点として、今日的な課題について全ての住民が共有する取り組みの再スタートとして、住田をはじめとする住吉の先達の実践と志を継承することが求められているのである。

## 注

- 1) 住吉地区は古くは「出口」と呼ばれていたが、戦後は日赤奉仕団「住吉五町会」と「住吉四町会」の一部も含めた地域をさし、通称「五町会」と時には差別的なニュアンスをもって呼ばれていた。以後の地区は「町」として理解されたい。
- 2) 住田利雄『「下駄直し」の記』(解放出版社 1986年7月15日刊行)
- 3) 「父を送る」(『住田利雄さんをしのぶ』追悼集会実行委員会 1986年6月28日)
- 4) 『「下駄直し」の記』掲載の写真参照
- 5) 『住田利雄生誕100周年』記念誌(2011年10月刊行)に収録。
- 6) 『そくしん』(1958年9月、16号一面、1959年2月、18号一面 大阪市同和事業促進協議会発行)
- 7) この実態調査に参加した、当時京都大学生であった藤田敬一さんは次のように住田の一面を語ってくれた。「調査では当初、各大学から参加した調査員の食事はパンと牛乳だけであった。住田さんはこの状況を知って、これではいかんと大阪市と交渉し予算をつけさせ、以後の夕食は幕の内弁当になり、うれしかった」と。
- 8) 『そくしん』(1959年2月20日、18号二面 大阪市同和事業促進協議会発行)
- 9) 「私の隣保館活動・大阪市住吉隣保館」(『部落』1963年12月、169号39頁 部落問

題研究所)

- 10) 「一つの反省」(『そくしん』1959年12月19号三面)
- 11) 「同和対策の隣保館では——なぜ「公設置・民営」を唱えるのか」(『部落解放』(1970年8月、第9号 90、91頁 部落解放研究所)
- 12) 「調査こそ事業の基礎」(『大阪の同和問題』1961年9月36号二面 大阪市同和問題研究室)
- 13) 「教育こそ解放への鍵」(『そくしん』1960年11月 22号二面)
- 14) 注9および「隣保館の年間計画」(『部落』1964年4月、173号 部落問題研究所)
- 15) 「特集 文化が運動を創る」(『巨大な実験・巨大な連帯』(金城実)、『部落解放』1977年8月106号 16~75頁)
- 16) 「社会教育における解放会館のありかた」(『部落解放』1972年、34号114、115頁)、他に部落解放全国研究集会14分科会の基調報告として「社会教育活動の課題と方向」(『部落解放』1975年、67号)、「隣保館(解放会館)公民館の現状と課題」(『部落解放』1976年、88号)などで社会教育の重要性が提起し続けられている。
- 17) 拙文「被差別部落民の感性についての覚書」(『被差別の陰の貌』藤田敬一編所収、阿吽社、1994年9月30日刊行)にこの点について触れている。
- 18) 「座談会・住吉隣保館開設一周年を迎えて」(1961年8月、35号二面)
- 19) 「隣保館の年間計画」(『部落』1964年4月、173号61頁、65頁)
- 20) 「特権は差別である」(『そくしん』1979年、155号市同促機関誌)
- 21) 「部落問題の本質と住吉の同和行政の問題点」(『住吉すいしん』住吉同和教育推進協議会機関誌、1973年3月、第4号89,90頁)
- 22) 「会長就任のことば」(『そくしん』1964年5月46号一面)以後『大阪の同和問題』『部落解放』に、隣保館・解放会館が社会教育の一環として果たすべき課題が数多く提起されている。
- 23) 『全国解放会館連絡協議会20周年記念』誌に本持事務局員は「住田さんは普段はあんなに温厚な方なので、厚生省交渉の折に、理路整然と烈火のごとく官僚を追及する姿に、あのようなエネルギーがいったい住田さんのどこに秘められていたのか驚いた。」と語っている。注20に示したように、住田は不合理なことが納得できない事柄があれば、自分が納得できるまでその課題と取り組む姿勢を生涯崩さなかった。
- 24) 『荊冠の友』掲載住田の文章。第三回総会(大本教本部)参加感想「一粒の麦とハスの実」(1967年12月1日18号)「研修活動に取り組む」(1968年3月1日21号)「ホットした気持ち」(松本英一当選を受けて 1968年8月1日26号)「松田さんのあとを」(松本委員長からの言葉 1969年11月1日41号)、「解放会館に改称」(1970年7月1日49号)
- 25) 「ぶつかりあい、議論しながら闘ってきた」(『解放新聞』大阪版1978年12月339号)
- 26) 「昭和37年よりその後の10年」(『その後の10年』市同促機関誌 1973年2月刊行)に当時の様子が述べられている。

- 27) 「はじめに」(注2 iii頁)
- 28) 「地区運動家より見た同和事業〈1〉、〈2〉」(『大阪の同和問題』1959年11月、12月17号三、四面、18号三、四面)のうち以下の中見出し(この中見出しは『「下駄直し」の記』に収録にあたって編者田村正男によって加筆されている)「地区の協力」「文学」「部落の金融制度」
- 29) 岡村重夫には『大阪の同和問題』(1959年1月20日、8号二面)に掲載された「地域社会の改善方式」と云う小論文がある。岡村は大阪市同和問題研究室室長であり、調査員であった住田は彼から大きな影響を受けていた。岡村も地域の実践者である住田から学ぶところが大きかった。同時に、隣保事業についての論文が、「同和地区における隣保館活動のあり方(その1)」(『部落』1963年8月164号24,25頁)「同和地区における隣保館活動のあり方(その2)」(『部落』1963年9月165号)「同和地区における隣保館活動のあり方(その3)」(『部落』1963年10月167号)「同和地区における隣保館活動のあり方(その4)」(『部落』1963年12月169号62頁)「同和地区における隣保館活動のあり方(最終回)」(『部落』1964年1月170号)として発表されている。
- 30) 『都市福祉のパイオニア 志賀志那人 思想と実践』(志賀志那人研究会代表・右田紀久恵編2006年11月15日刊行) 大阪市北市民館初代館長としてセトルメント及び隣保事業に従事。その後の隣保事業の土台を築いた先駆者。「志賀が『公立のセトルメント』として運営にあたった北市民館の職員には公務員を配置せざるを得なかったが、彼はその弱点を補うために、民間から有能な委嘱職員(地域の実情に詳しい点や専門的な能力を持つ)を数多く配置していた。民営の住吉の場合は地区の実情に詳しい住民から職員を採用し、彼らを補う職員として、地区外から社会運動やセトルメント活動に大学生時代に参加していた人材を積極的に採用し、隣保活動の活性化を図っていた。公営の志賀と民営の住田の館運営構想には共通点が見られる。」
- 31) 「温故知新——社会福祉と地域福祉の原点をみる——」(注30(4頁)に所収)
- 32) 「住吉隣保館新築落成を記念し文化祭を開催」(『大阪の同和問題』1960年6月、24号二面)
- 33) 注29参照
- 34) 注31 6頁
- 35) 住吉地区総合10カ年計画実行本部作成資料「6つの原則(1.永住する町である、2.すべての地域住民を対象とする住環境づくりである、3.人間のつながりを大切にする住環境づくりである——差別と闘う団結の町——、4.住民の健康を守る町づくりである、5.住環境は労働・福祉・教育・文化の基礎的条件である、6.近隣住民に開かれた町づくりである)」をベースにした住民主導型町づくり運動であった。拙文「住吉における町づくりと教育問題」(『講座 部落解放教育 5』明治図書 1977年7月刊行に所収)を参照
- 36) 注31 6頁



- 37) 注31 12頁 右田紀久恵著『自治型地域福祉の理論』(ミネルヴァ書房、2005年刊行)
- 38) 永岡正己「志賀志那人の生涯と社会事業実践の思想」(注30 27頁に所収)
- 39) 注10 雑誌『部落』(169号 部落問題研究所)
- 40) 注12 雑誌『部落解放』(9号 部落解放研究所)
- 41) 注19「隣保館の年間計画」
- 42) 注38 の永岡論文には「さて、志賀志那人はねっからの民主主義者であった。彼の取り組みは銭湯に行って対話することから『風呂屋社会事業』と称されたが、いつも地域に気さくに入ってゆき、誰とでも同じように付き合いおうとした。」(33頁)との指摘がある。この志賀の姿勢は、住吉における住田の姿勢そのものでもあった。
- 43) 注31 「温故知新」に「『人間は社会との関係において個人として発達する』という人間観と住民に対する信頼が、実践のレベルで住民の創造性・可能性をひき出し活用しえたのである。このような人間観をふまえて、住民の主体的な共同社会を組織するという理念は、地域福祉の原点そのものにはかならない。」(11頁)との指摘が見られる。

#### 【付記】

この小論の「志賀志那人の実践に学ぶ」以下の章は、注5の論文執筆時に平沢徹氏と共同執筆したものである。今論文は、その部分だけではなく全般にわたって大幅に加筆してできあがったものであることをお断りしておく。